

# 山 青森県報

第千八百九十九号 平成十三年七月二十五日(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(団体経営課)……………一
  - 飼料の試験の結果の概要……………(畜産課)……………一
  - 保安林の指定解除予定……………(林政課)……………二
  - 公有水面埋立ての免許……………(漁港漁場整備課)……………三
  - 右 同……………(同)……………四
  - 公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………(同)……………四
  - 土地収用法による事業の認定……………(監理課)……………五
  - 特定計量器の定期検査の実施……………(計量検定所)……………五
- 公 告**
- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(文化・スポツ振興課)……………七
  - 出先機関
  - 漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定……………(東青地方漁港事務所)……………七
  - 右 同……………(同)……………八
- 公安委員会**
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(会計課)……………八

## 告 示

### 青森県告示第四百四十七号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第百八条の二第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第六項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十三年七月二十五日

青森県知事 木村守男

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
下北郡東通村大字尻労字尻労三五 東 忠 重	尻労区域	いかつり漁業
下北郡東通村大字尻労字下堀川二〇の一 石田勝衛		

### 青森県告示第四百四十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第一項及び第二項の規定により、平成十三年六月五日、七日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第六項の規定により公表する。

平成十三年七月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										備 考		
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	粗繊維 %	粗灰分 %	カルシウム %	リン %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	D C P %		T D N %	M E kcal/kg
伊藤忠飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24-6	同	日清印成鶏用配合飼料 下澤前期	13.6	19.1	6.5	2.7	11.5	3.65	0.65	-	-	-	-	3,000	11.4	
		日清印成鶏用配合飼料 下澤中期	13.6	18.8	6.8	3.3	12.3	3.94	0.64	-	-	-	-	2,990	11.4	
		ノーサンプロイラー肥 育前期用配合飼料 ジョイスターH	13.6	23.3	6.6	2.6	5.6	1.11	0.76	-	-	-	-	3,080	12.7	
		イトケイ18	13.6	17.9	6.9	3.0	12.1	4.02	0.64	-	-	-	-	2,920	11.5	
		ノーサンプロイラー肥 育後期用配合飼料 ヤマキン仕上	13.6	19.7	7.9	2.9	5.1	0.98	0.68	-	-	-	-	3,250	12.7	
		ノーサンプロイラー肥 成鶏用つぶえ	13.4	11.4	6.4	2.8	11.2	3.76	0.49	-	-	-	-	-	12.5	粗たん白質 3.6%不足
日本農産工業株式会社 社 釜工場 釜城市真山通 宮1丁目3番1号	東北ノーサン 商事株式会社 八戸市下長 7丁目4番9号	日配成鶏飼育用配合飼料 LM17	13.6	16.4	4.8	2.9	10.2	3.27	0.54	-	-	-	-	12.9	粗たん白質 0.6%不足	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第四百四十九号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十三年七月二十五日

一 解除予定保安林の所在場所

青森県知事 木 村 守 男

北津軽郡鶴田町大字廻堰字大沢八三の二、八四の九

(一) 保安林として指定された目的

風害の防備

(二) 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

(三) 解除予定保安林の所在場所

北津軽郡鶴田町大字廻堰字大沢八三の二、八四の九

(四) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(五) 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

青森県告示第四百五十号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十三年七月十三日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十三年七月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目一の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目一の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田二二六に隣接し、一四〇の六六、一四〇の三八、

一四〇の四三、一四〇の五、一四〇の六五の地先公有水面

2 区域

次の①の地点から④の地点までを順次直線で結んだ線及び①の地点と④の地点

を結ぶ平成十二年一月二十九日付け指令第三〇七号でしゅん功認可された埋立地

と公有水面との境界線(東京湾中等潮位プラス〇・五五三メートルにより決定)

により囲まれた区域

①の地点 東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田二一七番地に設置された蓬田漁港原点

から九二度一八分八七・九七メートルの地点

②の地点 ①の地点から一七三度一〇分八七・二〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から二六三度一〇分四八・九二メートルの地点

④の地点 ③の地点から三五三度一〇分八七・二〇メートルの地点

3 面積

四、二六五・八六平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田二二六に隣接し、一四〇の六六、一四〇の三八、

一四〇の四三、一四〇の五、一四〇の六五の地先公有水面

2 区域

次のアの地点からカの地点までを順次直線で結んだ線及びアの地点とカの地点

を結ぶ平成十二年一月二十九日付け指令第三〇七号でしゅん功認可された埋立地

と公有水面との境界線(東京湾中等潮位プラス〇・五五三メートルにより決定)

により囲まれた区域

アの地点 東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田二一七番地に設置された蓬田漁港原点

から九一度二分九七・八五メートルの地点

イの地点 アの地点から一七三度一〇分九七・二〇メートルの地点

ウの地点 イの地点から二六三度一〇分一〇・〇〇メートルの地点

エの地点 ウの地点から三五三度一〇分一〇・〇〇メートルの地点

オの地点 エの地点から二六三度一〇分四八・九二メートルの地点

カの地点 オの地点から三五三度一〇分八七・二〇メートルの地点

3 面積

五、二三七・九一平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第四百五十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十三年七月十三日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十三年七月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

下北郡佐井村大字佐井字糠森二〇番地

佐井村

2 代表者の住所及び氏名

下北郡佐井村大字佐井字糠森二〇番地

佐井村長 太田 健一

二 埋立区域

1 位置

下北郡佐井村大字佐井字磯谷二八〇番地二三から二七九番地四の地先公有水面

2 区域

次のAの地点からCの地点までを順次に直線で結んだ線及びAの地点とCの地点を結ぶ春分・秋分の日の満潮位（TPプラス〇・六四二メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

Aの地点 下北郡佐井村大字佐井字磯谷地内に設置された「四等三角点 冷水」（北緯四一度二三分三一・六九四秒、東経一四〇度五〇分四・二四三秒）から一六度四一分四九秒一二六・三五八メートルの地点

Bの地点 Aの地点から三五四度三一分二〇秒四八・一五四メートルの地点

Cの地点 Bの地点から八四度三一分二〇秒二六・九九七メートルの地点

3 面積

八〇〇・〇二平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

下北郡佐井村大字佐井字磯谷二八〇番地二三から二七九番地四の地先公有水面

2 区域

次のAの地点からCの地点までを順次に直線で結んだ線及びAの地点とCの地点を結ぶ春分・秋分の日の満潮位（TPプラス〇・六四二メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

Aの地点 下北郡佐井村大字佐井字磯谷地内に設置された「四等三角点 冷水」（北緯四一度二三分三一・六九四秒、東経一四〇度五〇分四・二四三秒）から一六度四一分四九秒一二六・三五八メートルの地点

Bの地点 Aの地点から三五四度三一分二〇秒四八・一五四メートルの地点

Cの地点 Bの地点から八四度三一分二〇秒二六・九九七メートルの地点

3 面積

八〇〇・〇二平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第四百五十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十二年十月二十六日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、平成十三年七月十三日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで青森市役所に備え置いて閲覧に供される。

平成十三年七月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

青森市大字奥内字川合四一三池先公有水面

2 区域

次の①の地点から④の地点までを順次に直線で結んだ線及び①の地点と④の地点を結ぶ春分・秋分の日の満潮位(東京湾中等潮位プラス〇・五五三メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 奥内港東防波堤灯台(北緯四〇度五三分二四秒、東経一四〇度四一分〇〇秒) から二六七度〇二分二七秒九八・九九メートルの地点

②の地点 ①の地点から七九度〇〇分〇〇秒三八・三五メートルの地点

③の地点 ②の地点から二二九度二二分〇〇秒二二・六〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から二五九度〇〇分〇〇秒一八・六五メートルの地点

3 面積

三一一・五〇平方メートル

青森県告示第四百五十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十三年七月二十五日

青森県知事 木村守男

一 起業者の名称

社会福祉法人 ファミリー

二 事業の種類

痴呆性老人グループホーム建設工事

三 起業地

1 収用の部分

青森県三戸郡五戸町字姥堤三七番地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

五戸町役場厚生課

青森県告示第四百五十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

平成十三年七月二十五日

青森県知事 木村守男

実施日期日	実施場所	検査対象区域
平成十三年八月二十八日 午前十一時三十分から 正午	二川目地区生活会館	象検査区域
午後一時三十分から 午後三時	百石町農業協同組合 一川目支所	
八月二十九日 午前九時三十分から 正午	百石町役場前	百石町
午後三時から 午後一時	下田町役場裏車庫	
八月三十日 午前九時三十分から 正午	下田町農業協同組合 北部事業所	下田町
午後三時から 午後一時	下田町役場裏車庫	
八月三十一日 午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	下田町農業協同組合 北部事業所	下田町
午後三時から 午後一時	下田町役場裏車庫	
九月三日 午前十一時三十分から 正午	淋代地区生涯学習センター	東北町
午後二時三十分から 午後一時	水喰地区学習等供用センター	
九月四日 午前十一時三十分から 午前十二時	農村環境改善センター	東北町
午後二時三十分から 午後一時	千曳地区学習等供用センター	
午後二時三十分から 午後一時	中央公民館	東北町

九月 五日	午前 十時三十分から まで	大浦地区学習等供用施設
九月 六日	正午 十時三十分から まで	
九月 七日	正午 十時三十分から まで	上北町役場裏車庫
九月 十一日	正午 十時三十分から まで	
九月 十二日	正午 九時三十分から まで	六戸町役場車庫
九月 十三日	午前 十時三十分から まで	おいらせ農業協同組合 七百出張所
九月 十四日	正午 九時三十分から まで	焼山「町民の家」前
九月 十七日	正午 十時三十分から まで	八甲田農業協同組合 沢田出張所
九月 十八日	正午 十時三十分から まで	十和田湖小学
九月 十九日	正午 十時三十分から まで	十和田湖店
九月 二十日	正午 十時三十分から まで	とうほく天間農業協同組合 坪地区倉庫
九月 二十一日	正午 十時三十分から まで	榎林集会所
九月 二十二日	正午 十時三十分から まで	天間林村役場裏車庫

九月 二十日	正午 十時三十分から まで	有戸小学校	
九月 二十五日	正午 十時三十分から まで	馬門公民館	
九月 二十六日	正午 十時三十分から まで	町立体育館	野辺地町
九月 二十七日	正午 十時三十分から まで	六ヶ所村役場平沼支所	六ヶ所村
十月 一日	正午 九時三十分から まで	倉内地区集会所	
十月 二日	正午 九時三十分から まで	泊地区公民館	
十月 三日	正午 九時三十分から まで	中央公民館	
十月 四日	正午 九時三十分から まで	室の久保中学校	
十月 五日	正午 九時三十分から まで	千歳平地区公民館	
十月 六日	正午 九時三十分から まで	永沢精米所	
十月 七日	正午 九時三十分から まで	鶏沢野菜集荷場	横浜町
十月 八日	正午 九時三十分から まで	横浜町役場前	
十月 九日	正午 九時三十分から まで	藤田清美精米所	

〃	午後二時	から	山谷栄助精米所
十月 十日	午前十一時三十分	から	倉岡生活改善センター
〃	午後二時	から	七戸町役場前
十月 十一日	午前十一時	から	
〃	午後二時	から	
十月 十二日	午前十一時	から	七戸町
〃	午後二時	から	

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年七月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 申請のあった年月日  
平成十三年七月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人青森まちづくり協議会
- 三 代表者の氏名  
大西範道
- 四 主たる事務所の所在地  
八戸市大字根城字白山平二七の一

五 定款に記載された目的  
この法人は、青森県民に対して青森の地域に合った住まい創りや県産材の活用などによる豊かなまちづくりに関する事業を行い、もって公益に寄与することを目的とする。

出 先 機 関

東青地方漁港事務所告示第二号

漁港法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、同号に掲げる行為を禁止する区域(以下「禁止区域」という。)及び当該行為を禁止する物件(以下「禁止物件」という。)を次のとおり指定するので、同条第六項の規定により公示する。

平成十三年七月二十五日

東青地方漁港事務所長 南山 一 雄

- 一 漁港の名称  
三厩漁港
- 二 禁止区域及び禁止物件

禁 止 区 域	禁 止 物 件
三厩港北防波堤灯台(北緯四二度一分四四秒、東経一四〇度二分二五秒)から一八七度二一〇メートルの地点を中心とした半径一七〇メートルの円弧、同灯台から一八三度五〇分二六〇メートルの地点を中心とした半径九〇メートルの円弧及び同灯台から一九八度二〇分二六〇メートルの地点を中心とした半径九〇メートルの円弧により囲まれた区域	船舶及び自動車

三 指定の適用期間

平成十三年八月十五日(同日に開催予定の花火大会が同月二十日に延期される場合)は、同月二十日)午後九時から午後九時三十分まで

東青地方漁港事務所告示第三号

漁港法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、同号に掲げる行為を禁止する区域（以下「禁止区域」という。）及び当該行為を禁止する物件（以下「禁止物件」という。）を次のとおり指定するので、同条第六項の規定により公示する。

平成十三年七月二十五日

東青地方漁港事務所長 南 山 一 雄

- 一 漁港の名称  
蟹田漁港
- 二 禁止区域及び禁止物件

禁 止 区 域	禁 止 物 件
蟹田港東防波堤灯台（北緯四一度二分四二秒、東經一四〇度三九分六秒）から四〇度一一六メートルの地点を中心とした半径二四〇メートルの円弧、同灯台から一度五〇分一七八メートルの地点を中心とした半径二二〇メートルの円弧及び同灯台から八度一〇分五二〇メートルの地点を中心とした半径二二〇メートルの円弧により囲まれた区域	船舶及び自動車

三 指定の適用期間

平成十三年八月十九日（同日に開催予定の花火大会が同月二十日から同年九月十八日までの間において順延される場合にあつては、当該花火大会が開催される日）午後七時から午後十時まで

公 安 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十三年七月二十五日

青森県警察本部長 田 端 智 明

- 一 随意契約に係る物品の名称及び数量  
運転免許証更新講習資料 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県警察本部警務部会計課  
青森市新町二丁目三番一号
- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成十三年五月二十五日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
財団法人青森県交通安全協会  
青森市大字三内字丸山一九八番地四
- 六 契約金額  
一式当たり 二百九十円八十五銭
- 七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号

発行所・発行人 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東 興 印 刷 株 式 会 社
----------------------------------	---

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二付十七円八十五銭